

業務説明資料

本説明書に記載した内容は、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 総則

(1) 委託業務名

地域の魅力づくりに繋がるパートナーシップ推進に関する調査・企画業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(3) 履行場所

横浜市旭区内他

(4) 取組の背景

旭区では、区政運営方針の基本目標『子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける「ふるさと旭」』を実現するため、『SDGs 未来都市・横浜』の郊外部モデルの構築を目指しています。

新たなパートナーシップを旭区の魅力づくりに繋げ、それを発信していくことで、「住み続けたい」、「住んでみたい」まちの実現を目指します。

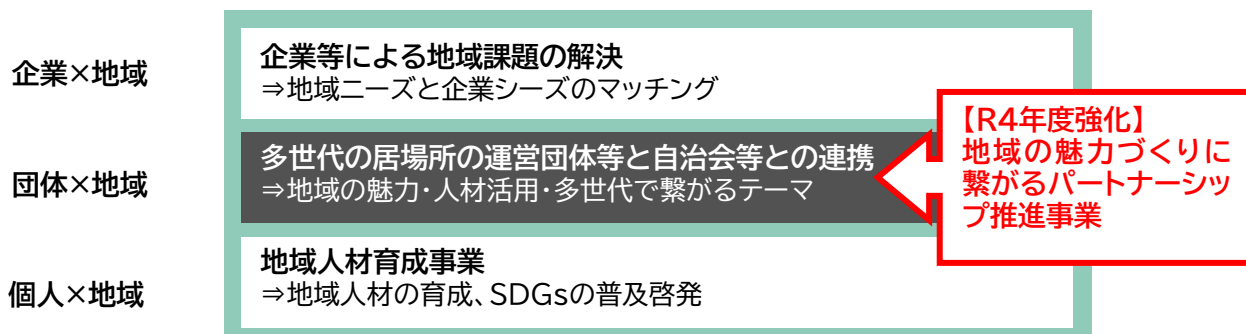
○横浜市は、2018年に国から「SDGs 未来都市」として選定され、環境を軸に経済や文化・芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市の実現を目指しています。

○旭区は、多様なパートナー（個人、団体、企業・大学等、行政）が連携することにより、郊外部における様々な地域課題の解決と、新たな価値の創造を目指しています。

○旭区 SDGs 特設サイトを立ち上げ（令和2年度）

【参考】取組の方向性(旭区が推進する『SDGs 未来都市・横浜』の郊外部モデル)

旭区は、多様なパートナー(個人、団体、企業・大学等、行政)が連携することにより、郊外部における様々な地域課題の解決と、新たな価値の創造を目指しています。
旭区で広がる様々なチャレンジや活動など、SDGsに関する取組を発信していきます。



(5) 業務の目的

地域には、自治会町内会など住民が課題意識をもった活動を自主的に取り組んでいる団体（以下、「地縁団体」という）が存在しており、それらの活動は全てSDGsの目標達成に繋がっています。

また旭区内には、コミュニティカフェやシェアカフェなど多世代の居場所を運営している団体（以下、「テーマ型団体」という）が既に複数存在しており、その活動は、地域内で人や活動

を繋げることを得意とし、「多世代の繋がりづくり」や「若い世代の地域愛の醸成」に強みがあると考えられます。

この事業では、地縁団体とテーマ型団体が連携事業を実施することで、新たにゆるやかなパートナーシップが生まれ、各団体の活動がさらに広がることで、地域の魅力づくりに繋がるモデル事例の創出と、そのメリットや課題等を明らかにすることを目的とします。

2 業務内容

業務内容の大枠は以下に定めるものとしますが、詳細については受託者の提案書を優先します。

「地域の魅力づくり」のテーマについては、①地域の魅力・強み、②地域人材の活用、③多世代の繋がりテーマ（アート、文化、SDGs、子育てなど）などを想定しています。

これらのテーマのいずれかに対して、「テーマ型団体」を業務のターゲットとし、「地縁団体」との連携を促進することで、地域の魅力づくりに繋げることを目的とします。

なお、十分な正当性がある場合、異なるテーマを提案することを可能とします。

【提案書の記載事項】

- ①想定するテーマ型団体のターゲット（旭区内の団体に限る。3者以内）
- ②テーマ型団体と地縁団体の連携事業の内容
- ③テーマ型団体が地域にとって価値があるという考え方、地域への説明の考え方

(1) 関係者の意向調査

提案書の記載事項②について、それぞれ①のターゲットと面談し提案内容を説明したうえで参加の意向を確認する。

また、そのエリアの地縁団体に③を踏まえて説明し理解を得る。受託者は、依頼文案と説明に必要な資料を作成する。委託者は、地縁団体との連絡調整を行う。

この結果を踏まえて提案書の修正を行ったうえで、委託者に中間報告を行う。

(2) テーマ型団体と地縁団体の連携事業の実施（1団体に対して行う）

地域資源マップの作成などテーマ型団体と地縁団体にとって双方にメリットとなる連携事業について、テーマ型団体が地縁団体の協力を得て取組を進めることを想定している。

受託者は事業に必要な経費の負担と、双方の連携に必要なファシリテートを行うこと。

(3) 関係者理解が得られなかった時の対応

関係者の理解が得られなかった場合、その原因と代替する調査の企画を行い委託者の了解を得ること。

(4) 報告と提言

事業の実施結果を報告するとともに、連携を旭区内に広げていくための必要な提言を行う。

特に、連携を実施したメリットや課題、連携する上でのテーマ型団体と地縁団体それぞれの強み・弱み等については、事業に参加した団体にヒアリング等を実施した上で提言を行うこと。

また、テーマ型団体と地縁団体が行った協働をPRできる広報物（A4サイズ1枚程度）を報告書に盛り込むこと（ホームページでの公開や、地域への配布を想定）。

3 必要な資料の貸与

受託者は、委託者に対して必要な資料の貸与を求めることができる。申し出から提供までの準備はおおむね2週間以内とする。

4 その他

- (1) 成果品は、次の内容を3部提出することとする。
 - ・ 報告書（A4版でフラットファイルなどに綴じること。装丁にはこだわらないので簡易な仕上がりで構わない。）
 - ・ A3版2ページ以下の概要書
 - ・ 作成に使用したワードやエクセル、パワーポイントなどのデータ類とPDFに変換したデータ類を格納したCD-R等
- (2) 受託者は専門家の知見をもって、委託金額と履行期間以外についての変更を提案することができる。委託者は変更提案を受けた時には、誠意をもって協議に応じるものとする。
- (3) 受託者は契約締結日から2週間以内に詳細の調査方法やスケジュール、想定するアウトプットイメージなどを示した業務計画書を提出する。また、2（1）に示す中間報告を10月末までに実施する。

報告書及び概要書の提出にあたっては1月15日までに報告書の構成について委託者と協議を行い、2月10日までに案を提出すること。
- (4) 委託者及び受託者は業務遂行にあたり適宜打合せを行う。受託者は打合せ内容を記録し委託者の確認を得ること。
- (5) 業務の進行上生じた疑義及び設計図書等に明記されていない事項については、委託者及び受託者にて協議のうえ決定すること。
- (6) 受託者は、委託者が提供する情報等については本業務のみに使用することとし、業務上知り得た情報は、他の目的に使用してはならない。また、これらに関して委託者の承諾なしにこれを公開してはならない。
- (7) 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、「個人情報取扱特記事項」第11条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実績報告書を提出すること。